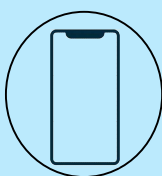


廿日市市育児休業等代替任期付職員登録試験 受験案内【行政事務】

■申 込 期 間 令和7年2月13日(木) 12時00分～
令和7年2月25日(火) 12時00分
■試 験 日 令和7年3月9日(日)

申
込
方
法



パソコン、スマートフォンから申込み！

登録試験受験申込みはこちらから



「育児休業等代替任期付職員」とは、任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合、その期間を限度に任期を定めて採用する職員です。勤務条件（勤務時間・休暇等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用します。また、任期については、職員の育児休業請求期間又は配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間又は配偶者同行休業期間が更新された場合、任期についても更新となる場合があります。

1 試験区分・登録予定人数等(変更となる場合があります。)

区分	登録予定人数	職 務 概 要
育児休業等代替任期付職員	3人程度	市長事務部局等における所管事業に関する企画・立案業務などの一般行政事務に従事します。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件に該当する人が受験できます。

(1) 次の資格要件に該当する人

受 験 資 格
昭和40年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在で59歳以下の人）

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(3) 次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の日程・会場・合格発表

日 程	会 場	合格発表（予定）
令和7年3月9日（日）	廿日市市役所 （廿日市市下平良一丁目11番1号）	令和7年3月14日（金）

- ※ 試験会場等は変更になる可能性があります。
- ※ 試験の詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。
- ※ 合格発表は、合格者の受験番号を午後2時から市役所掲示場に掲示するほか、市ホームページに掲載するとともに、受験者全員に結果を採用管理システムにて通知します（電話での合否の問合せは受け付けません。）。

4 試験科目

試験科目	問題形式	試験時間	試験内容
事務能力検査	択一式	40分	職場における事務能力についての検査
小 作 文	記述式	40分	文章による考え方や感じたことの記述
職場適応性検査	択一式	15分	職場における適応性についての検査
個 別 面 接			主として協調性、積極性及び識見等についての面接

5 受験上の注意事項

- 試験当日は「受験票」を持参してください。
受験票は「採用管理システムのマイページ」からダウンロード・印刷してください。（受験票の交付は試験1週間前を予定しております。）
- 試験会場及び近隣施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は受験を認めません。
- 試験当日は、昼食が必要になる場合があります。必要に応じ、各自で用意してください（ごみは持ち帰っていただきます。）。
- 試験会場は、全面禁煙です。
- 試験会場において補助具など配慮を必要とする場合は、申込みの際に必ず連絡してください。
- 受験資格がないことや申込内容が正しくないことが判明した場合は採用される資格を失うことがあります。

6 育児休業等代替任期付職員登録試験について

- 育児休業等代替任期付職員登録試験の合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用されます。
※ 登録試験合格者名簿の登載期間は、合格発表の日から令和10年3月31日までです。登録予定者数については、変更になる場合があります。また、職員の育児休業の請求や配偶者同行休業申請状況によっては、登録試験合格者名簿に登録されても採用されない場合があります。
※ 登録期間中は、育児休業等が発生するまで、原則待機となりますが、他のアルバイト等をしたからといって、登録を抹消することはありません。
- 育児休業等代替任期付職員の任期は概ね1年以上3年未満で、職員の育児休業請求期間や配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されます。なお、職員の休業期間に更新があった場合は、任期が更新されることがあります。

7 申込方法

受験の申込は、廿日市市ホームページ又は1ページに掲載しているQRコードからアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

※ 申込にあたっては、**廿日市市ホームページ上の「インターネットによる受験申込方法」を必ず参照してください。**

※ 原則、インターネットによる申込のみとし郵送や持参による申込は受付できません。

8 勤務条件等について

(1) 育児休業等代替任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。ただし、育児休業を請求することはできません。

(2) 給料、手当など

ア 地域手当を含めた初任給（令和7年4月1日時点）は、おおむね次の例のとおりですが、各人の民間企業等における職務経験年数、職務内容等に応じてこの額は変わります。例と同じ年齢、経験年数であっても、職務内容等によって同じ金額になるとは限らず、初任給の額を保証するものではありませんので御了承ください。また、給料額の改定により初任給は変更となる場合があります。

(例) 22歳で大学を卒業後、民間企業で正社員として在職した場合

採用時の年齢	民間企業での在職年数	初任給
40歳	18年	約265,000円

なお、各学校新卒者の地域手当を含めた初任給（令和7年4月1日時点）は次のとおりです。

大学新卒者（約232,000円） 短大新卒者（約220,000円） 高校新卒者（約207,000円）

イ ア以外に諸手当として通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

9 個人情報の取扱い

本試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、受験に際して提出された書類は返却しません。

10 その他

- (1) この試験は、廿日市市の機関に勤務する育児休業等代替任期付職員の登録試験であって、国家公務員、都道府県及び他の市町村に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんので注意してください。また、育児休業等代替任期付職員への登録は、廿日市市職員（任期の定めのない常勤職員）の採用の際に優先されるものではありません。
- (2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げを実施する場合は、採用管理システムにてお知らせします。

問合せ先（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

廿日市市総務部人事課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号(廿日市市役所2階)

電話(0829)30-9104 (ダイヤルイン) FAX(0829)32-1059

廿日市市
ホームページ

